

大阪市道路占用料条例の一部を改正する条例案

大阪市道路占用料条例（昭和28年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及びその徴収方法」を「の額及び徴収方法並びに法第39条の2第5項の規定による占用料の額の最低額の下限の額」に改める。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（占用料の額の最低額の下限の額）

第9条 法第39条の2第5項の条例で定める額は、別表占用料の欄に定める額（第3条の規定により占用料を減額し、又は免除することができる場合にあつては、当該減額し、又は免除した場合における占用料の額）に、入札対象施設等（法第39条の2第1項に規定する入札対象施設等をいう。）の種類その他の事項を勘案して市長が定める期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額とする。

別表中

「			「			
3,300円			4,200円			
5,100円			6,400円			
6,900円			8,700円			
3,000円			を	3,700円		
4,800円			6,000円			
6,500円			8,200円			
300円	200円	130円		370円	250円	170円
」				」		

に、

2,900円		
1,800円		
5,900円		
2,500円		
5,900円	4,000円	2,600円

を

3,700円		
2,200円		
7,500円		
3,100円		
7,500円	5,000円	3,300円

に、

法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	管路	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メ ートルに つき1年	120円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		180円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		270円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		360円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		530円

		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			710円	
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			1,200円	
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			1,800円	
		外径が1メートル以上のもの			3,600円	
		その他のもの	占有面積		1,800円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設			1平方メートルにつき1年	5,900円	4,000円	2,600円
法第32条第1項第4号に掲げる施設				2,200円	1,460円	970円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	近傍類似の土地の時価に0.004を乗じて得た額			
		階数が2のもの	近傍類似の土地の時価に0.007を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの	近傍類似の土地の時価に0.008を乗じて得た額			
	上空に設ける通路		7,400円	4,900円	3,300円	
	地下に設ける通路		4,400円	3,000円	2,000円	
		その他のもの	5,900円	4,000円	2,600円	

を

「

法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	管路	外径が0.07メートル 未満のもの	長さ1メ ートルに つき1年	160円
		外径が0.07メートル 以上0.1メートル未 満のもの		220円
		外径が0.1メートル 以上0.15メートル未 満のもの		340円
		外径が0.15メートル 以上0.2メートル未 満のもの		450円
		外径が0.2メートル 以上0.3メートル未 満のもの		670円
		外径が0.3メートル 以上0.4メートル未 満のもの		900円
		外径が0.4メートル 以上0.7メートル未 満のもの		1,600円

		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			2,200円	
		外径が1メートル以上のもの			4,500円	
		その他のもの	占有面積		2,200円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設			1平方メートルにつき1年	7,500円	5,000円	3,300円
法第32条第1項第4号に掲げる施設				2,200円	1,460円	970円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	近傍類似の土地の時価に0.005を乗じて得た額			
		階数が2のもの	近傍類似の土地の時価に0.008を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの	近傍類似の土地の時価に0.01を乗じて得た額			
	鉄道施設又は軌道施設に設ける購買施設その他の物件		近傍類似の土地の時価に0.01を乗じて得た額			
	上空に設ける通路		8,100円	5,400円	3,600円	
	地下に設ける通路		4,900円	3,300円	2,200円	
その他のもの		7,500円	5,000円	3,300円		

に、

「

150円	100円
------	------

を

「

160円	110円
------	------

に、

」

」

「

15,000円	9,800円	6,600円
4,800円		
5,900円	4,000円	2,600円
近傍類似の土地の時価に0.028 を乗じて得た額		
1,500円	980円	660円
近傍類似の土地の時価に0.012 を乗じて得た額		
近傍類似の土地の時価に0.02 を乗じて得た額		
近傍類似の土地の時価に0.028 を乗じて得た額		
近傍類似の土地の時価に0.012 を乗じて得た額		
近傍類似の土地の時価に0.009 を乗じて得た額		
近傍類似の土地の時価に0.02 を乗じて得た額		
近傍類似の土地の時価に0.009 を乗じて得た額		
近傍類似の土地の時価に0.012 を乗じて得た額		

を

「

16,000円	11,000円	7,200円
6,000円		
7,500円	5,000円	3,300円
近傍類似の土地の時価に0.034 を乗じて得た額		
1,600円	1,100円	720円
近傍類似の土地の時価に0.013 を乗じて得た額		
近傍類似の土地の時価に0.024 を乗じて得た額		
近傍類似の土地の時価に0.034 を乗じて得た額		
近傍類似の土地の時価に0.013 を乗じて得た額		
近傍類似の土地の時価に0.009 を乗じて得た額		
近傍類似の土地の時価に0.024 を乗じて得た額		
近傍類似の土地の時価に0.009 を乗じて得た額		
近傍類似の土地の時価に0.013 を乗じて得た額		

近傍類似の土地の時価に0.02 を乗じて得た額		
近傍類似の土地の時価に0.028 を乗じて得た額		
5,900円	4,000円	2,600円

近傍類似の土地の時価に0.024 を乗じて得た額		
近傍類似の土地の時価に0.034 を乗じて得た額		
7,500円	5,000円	3,300円

に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の大阪市道路占用料条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用許可期間中の占用料について適用し、施行日前の占用許可期間中の占用料の額については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 占用許可期間が1年以内の占用で、施行日前に許可を受けたものに係る占用料の額については、当該許可期間中に限り、なお従前の例による。

平成30年2月23日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

#### 説 明

占用入札に係る占用料の額の最低額の下限の額を定めるとともに、道路の占用料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

## 大阪市道路占用料条例 (抄)

(目 的)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条第2項の規定による道路の占用料（以下占用料という。）の額及びその徴収方法並びに法第39条の2第5項の規定による占用料の額の最低額の下限の額に関して規定することを目的とする。

(分納利子の減免)

第8条 省 略

(占用料の額の最低額の下限の額)

第9条 法第39条の2第5項の条例で定める額は、別表占用料の欄に定める額（第3条の規定により占用料を減額し、又は免除することができる場合にあつては、当該減額し、又は免除した場合における占用料の額）に、入札対象施設等（法第39条の2第1項に規定する入札対象施設等をいう。）の種類その他の事項を勘案して市長が定める期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第9条 - 第10条 省 略

第10条 第11条



別表（第2条関係）

占 用 物 件		単 位	占 用 料			
			道路の等級			
			特等	1等	2等	
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱並びにその支柱及び 支線柱	省 略	<u>3,300円</u> <u>4,200円</u>			
	第2種電柱並びにその支柱及び 支線柱		<u>5,100円</u> <u>6,400円</u>			
	第3種電柱並びにその支柱及び 支線柱		<u>6,900円</u> <u>8,700円</u>			
	第1種電話柱並びにその支柱及 び支線柱		<u>3,000円</u> <u>3,700円</u>			
	第2種電話柱並びにその支柱及 び支線柱		<u>4,800円</u> <u>6,000円</u>			
	第3種電話柱並びにその支柱及 び支線柱		<u>6,500円</u> <u>8,200円</u>			
	その他の柱類		<u>300円</u> <u>370円</u>	<u>200円</u> <u>250円</u>	<u>130円</u> <u>170円</u>	
	省 略		省 略	省 略		
	路上に設ける変圧器		省 略	<u>2,900円</u> <u>3,700円</u>		
	地下に設ける変圧器		省 略	<u>1,800円</u> <u>2,200円</u>		
変圧塔、送電塔その他これに類 するもの及び公衆電話所	省 略	<u>5,900円</u> <u>7,500円</u>				
郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>2,500円</u> <u>3,100円</u>				
その他のもの	省 略	<u>5,900円</u> <u>7,500円</u>	<u>4,000円</u> <u>5,000円</u>	<u>2,600円</u> <u>3,300円</u>		

法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	管路	外径が0.07メートル未満 のもの	省 略	$\frac{120円}{160円}$		
		外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		$\frac{180円}{220円}$		
		外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		$\frac{270円}{340円}$		
		外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		$\frac{360円}{450円}$		
		外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		$\frac{530円}{670円}$		
		外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		$\frac{710円}{900円}$		
		外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		$\frac{1,200円}{1,600円}$		
		外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		$\frac{1,800円}{2,200円}$		
		外径が1メートル以上の もの		$\frac{3,600円}{4,500円}$		
				その他のもの	省 略	$\frac{1,800円}{2,200円}$
法第32条第1項第3号に掲げる施設				$\frac{5,900円}{7,500円}$	$\frac{4,000円}{5,000円}$	$\frac{2,600円}{3,300円}$
省 略				省 略		
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街及び地下 室	階数が1の もの	省 略	近傍類似の土地の時価に $\frac{0.004}{0.005}$ を 乗じて得た額		
		階数が2の もの		近傍類似の土地の時価に $\frac{0.007}{0.008}$ を 乗じて得た額		

			階数が3以上のもの		近傍類似の土地の時価に $\frac{0.008}{0.01}$ を乗じて得た額		
	鉄道施設又は軌道施設に設ける 購買施設その他の物件				近傍類似の土地の時価に0.01を乗じて得た額		
	上空に設ける通路				$\frac{7,400円}{8,100円}$	$\frac{4,900円}{5,400円}$	$\frac{3,300円}{3,600円}$
	地下に設ける通路				$\frac{4,400円}{4,900円}$	$\frac{3,000円}{3,300円}$	$\frac{2,000円}{2,200円}$
	その他のもの				$\frac{5,900円}{7,500円}$	$\frac{4,000円}{5,000円}$	$\frac{2,600円}{3,300円}$
法第32条第1項第6号に掲げる施設				省 略	$\frac{150円}{160円}$	$\frac{100円}{110円}$	省 略
法第32条 第1項第 7号に掲 げる工作 物、物件 又は施設	看板	省 略		省 略	省 略		
		その他のもの			$\frac{15,000円}{16,000円}$	$\frac{9,800円}{11,000円}$	$\frac{6,600円}{7,200円}$
	標識			省 略	$\frac{4,800円}{6,000円}$		
	道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下法施行令という。） 第7条第2号に掲げる工作物			省 略	$\frac{5,900円}{7,500円}$	$\frac{4,000円}{5,000円}$	$\frac{2,600円}{3,300円}$
	法施行令第7条第3号に掲げる施設				近傍類似の土地の時価に $\frac{0.028}{0.034}$ を乗じて得た額		
	法施行令第7条第4号に掲げる 工事用施設及び同条第5号に掲 げる工事用材料			省 略	$\frac{1,500円}{1,600円}$	$\frac{980円}{1,100円}$	$\frac{660円}{720円}$
法施行令第 7条第8号 に掲げる施 設	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの		省 略	近傍類似の土地の時価に $\frac{0.012}{0.013}$ を乗じて得た額			

	上空に設けるもの	近傍類似の土地の時価に $\frac{0.02}{0.024}$ を		
	その他のもの	乗じて得た額		
法施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物	近傍類似の土地の時価に $\frac{0.028}{0.034}$ を		
	省 略	乗じて得た額		
法施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	近傍類似の土地の時価に $\frac{0.012}{0.013}$ を		
	省 略	乗じて得た額		
法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	近傍類似の土地の時価に $\frac{0.012}{0.013}$ を		
	上空に設けるもの	乗じて得た額		
	その他のもの	近傍類似の土地の時価に $\frac{0.02}{0.024}$ を		
法施行令第7条第12号に掲げる器具		乗じて得た額		
その他のもの			$\frac{5,900円}{7,500円}$	$\frac{4,000円}{5,000円}$
				$\frac{2,600円}{3,300円}$

備考 省 略